



町からみなさんへの大切なお知らせです。



河川清掃の実施について

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

町民皆様のご協力をお願いいたします。

- 日時 7月1日(日)午前6時～7時
- 場所 川俣旧町内、鶴沢の一部、福沢の一部、飯坂の一部
- 注意事項
 - ・流れの速い河川の中では作業をしないでください。
 - ・妊婦または子どもの参加はご遠慮願います。
 - ・なるべくマスク、手袋等を着用して、作業に当たってください。
 - ・ガラス片などで手や足を切らないように注意してください。
 - ・ごみの収集にあたっては、分別にご協力ください。

6月は、不法投棄防止強調月間です

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

不法投棄は懲役もしくは罰金刑を科せられる重大な犯罪です。きれいな町づくりのため不法投棄の撲滅へ御協力をお願いいたします。

- ・通行量が少なく人目につきにくい道路沿いや河川の土手・中州の茂み等に不法投棄が多く見られます。
- ・不法投棄を発見した際の通報先

福島警察署川俣分庁舎 Tel 566-3121 (代表)
または当係 Tel 566-2111 (内線 1307) まで



不法投棄は犯罪です!!

投棄現場を目撃した場合は速やかに通報をお願いします。



町と保健委員会では、この「不法投棄監視中」のステッカーを車に貼り町内を監視巡回し、不法投棄の未然防止及び注意を促しています。不法投棄は“しない・させない・ゆるさない”

木造住宅耐震診断希望者募集

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、耐震診断者を派遣します。

- 募集戸数 2戸 (窓口受付順)
- 対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 個人負担 住宅の規模により、6,000円から9,000円の自己負担があります。
※通常調査には約15万円の費用が掛かりますが、そのほとんどを国県町が負担となります。

『町営プールオープンについて』

町民プールは施設老朽化により廃止することになりました。つきましては、「絹の里友♡ゆう♡プール」と「川俣小学校プール」を開設します。みなさんのご来場をお待ちしています。問 町体育館 (Tel 565-3931)

【開設日】 6月16日(土)オープン!

期間	絹の里友♡ゆう♡プール	川俣小学校プール
	50m プール	25m プール 幼児用プール
6月16日(土) ～7月16日(月)	土・日・祝日のみ開設	
7月21日(土) ～8月26日(月)	毎日開設	

【開設時間】

第1回	10:00～12:00
第2回	13:00～15:00
第3回	15:30～17:30

【利用料金】

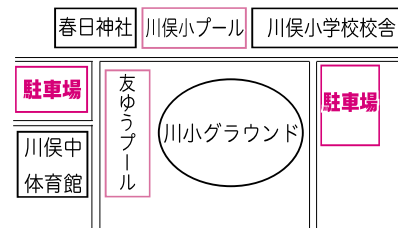
区分	町内	
	1回券	6回券
高校生以下	無料	
大人	250円	1,250円

夏はプールで涼もう!
楽しく泳いで気分爽快!

【その他】

- ・川俣小学校プールを利用する場合は、友ゆうプールにて受付・着替えをお願いします。
- ・未就学児は幼児用プールのみ利用できます。

【友ゆうプール・川俣小学校プールと駐車場の位置図】



※駐車場は上記の場所か役場駐車場をご利用ください。



暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- 募集期間 6月1日(金)～6月15日(金)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ①中道団地(飯坂字中道) 1戸
 - ②壁沢団地1号棟(字壁沢) 5戸(3・4・5階)
 - ③壁沢住宅2号棟(字壁沢) 5戸(4・5階)
 - ④ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田) 2戸(3・4階)
 - ⑤ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田) 4戸(2・3・4階)
 - ⑥賤ノ田団地(字賤ノ田) 5戸(1・3・4・5階)

※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考(以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件)があります。
- 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、お問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、お問い合わせください。)
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。(別途、共益費等がかかります。)
- 駐車場 原則1戸に1台。
- 受付場所・問い合わせ 標記担当まで。

6月は、環境月間です

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

一人一人の責任と、お互いのルールを守って、地域環境・地球環境を育てましょう。

環境月間とは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(平成5年)が「環境の日」を定めています。平成3年度から6月の一か月間を「環境月間」としています。



ごみ収集所の利用について

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

分別されていないごみが収集所へ出されているとの苦情が増えています。分別されていないごみは収集されません。また、ごみは種類ごとに出す日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。

○ごみの種類と出し方

ごみの種類	出し方
もやせるごみ	指定ごみ袋
もやせないごみ	指定コンテナ
ペットボトル・ガラスびん	資源専用袋
プラスチック製容器包装	資源専用袋
粗大ごみ	そのまま
古紙類(資源回収物)	種類ごとに束ねる。 ※ごみ収集所とは違う回収場所のところもあります。

※指定コンテナは、役場町民税務課生活環境係にて販売しています。価格は大:1個1,200円、小:1個1,000円です。

※指定ごみ袋、資源専用袋は町内の小売店・量販店にて購入してください。

○お願い

・ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。詳しくは「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

・ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

・収集日以外には出さないでください。

・収集日の朝8時までに出してください。

・指定ごみ袋・指定コンテナにお名前を書いてください。

・お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。やむを得ず、地区外の収集所にごみを出す場合は、その収集所のルールを守って出すようにしてください。

※「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は役場町民税務課で配布しています。

側溝清掃の実施について

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

町民皆様のご協力をお願いいたします。

■日時 6月3日(日)午前6時～7時

■場所 川俣旧町内、鶴沢の一部、福沢の一部、飯坂の一部

